

上水道事業の取組状況について

1. 給水装置工事に係る設計審査等手数料について

(1) 概要

給水装置の新設・改造等を行う際には、塩竈市水道事業給水条例により「設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に工事検査を受けなければならない」と規定されており、手続きに対する手数料が定められております。

(2) 内容

第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、使用料・手数料の見直しを進めています。具体的には、事務処理に係る実経費や受益者負担割合のほか、ガイドラインや近隣市町との比較を踏まえながら、適正化を図ってまいります。

項目	区分	現行料金	(参考)		
			経費単価	近隣市町平均	パブリックコメントで提示した見直し案
工事検査手数料	一般	3,000円	4,462円	4,330円	4,460円
	協議	5,000円	5,577円	7,060円	5,570円

(3) 今後の予定

- ・令和6年9月 関係条例の改正案を提案
- ・令和7年4月 新手数料を適用